

伊勢市ボランティアセンター登録団体活動助成金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢市ボランティアセンター登録規程第5条に基づき、福祉のまちづくりに協力しているボランティア団体等（以下「団体」という。）の活動に対し、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が事業費の一部を助成することを目的とする。

(対象団体)

第2条 助成対象団体は、伊勢市ボランティアセンターに登録している5人以上で構成され、無償のボランティア活動を行っている団体及びボランティア連絡協議会とする。

(対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、ボランティア活動の推進及びまちづくり（地域貢献）に関する事業とする。

(対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、団体が対象事業を実施するために直接要する経費とし、別表に定めるものとする。

(助成額)

第5条 助成額は申請事業総額の80%以内を対象に、100,000円を上限とし、当該年度の予算の範囲内で行う。但し、予算額を超えた場合は均等的割合いで助成を行う。

(審査基準)

第6条 助成を受ける団体は、次に掲げる条件に適合しなければならない。

但し、他の助成金と重複した事業については対象外とする。

- (1) 助成の対象となる事業の目的が適切であり、かつ、その実施が確実であること。
- (2) 助成金の使途が適切であること。
- (3) 助成の対象となる事業の実施に必要な資金のうち、助成を受ける者の負担すべき額を確実に保有すること。
- (4) その他、助成の目的を有効に達成できる見込みがあること

(助成交付申請)

第7条 助成を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、伊勢市ボランティアセンター登録団体活動助成金申請書（様式1）に、事業計画書（様式2）及び収支予算書（様式3）を添えて会長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第8条 会長は、申請団体より助成金申請書を受理したときは、第6条に定める審査基準に適合するかどうかを審査し、助成金交付の可否を決定する。

2 会長は、助成団体及び助成交付額を決定した時は、速やかに伊勢市ボランティアセンター登録団体活動助成金決定通知書(様式4)にて助成団体に通知し、助成金の交付を行う。

3 会長は、助成金の不交付を決定した時は、伊勢市ボランティアセンター登録団体活動助成金不交付決定通知書(様式5)を当該団体に通知する。

(事業の報告)

第9条 助成金の交付を受けた団体(以下「交付団体」という。)は、事業完了後、1ヶ月以内に事業報告書(様式6)に、収支決算書(様式7)及び領収書(原本)を添えて、会長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 交付団体が、災害その他、特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額又は、一部を返還しなければならない。

(1) 助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき

(2) 助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき

(3) 助成金を目的以外に使用したとき

(4) 年間助成額に余剰金が生じたとき

(帳簿等の整理保存)

第11条 交付団体は、助成事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、かつこれらの帳簿及び書類を助成事業の終了した次年度から5年間保存しなければならない。

(補 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 5月 1日から施行する。

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

伊勢市ボランティアセンター登録団体活動助成金の対象経費について

1. 助成対象となる経費

項目	詳細
講師謝礼	会員の資質向上のために開催する研修会、交流会、講座等の講師への諸謝金(上限 10,000 円)
材料費	ボランティア活動を行うにあたり必要な材料費等
研修費	研修会への参加費及び旅費(上限 10,000 円)※1
賃借料	バス代(タクシー、レンタカーは含みません)、会場使用料、会場の水道光熱費、リース(レンタル)代等 (上限 30,000 円)
消耗品費	コピー代、カセットテープ類、CD-R、USB メモリ、SD カード、事務用品、ワッペン、襷、プリンターインク、ゴミ袋、手袋等
広報費	広報誌作成等にかかる費用(上限 10,000 円)
手数料	検便費用等
燃料費	草刈機等の燃料、自家用車による福祉的支援の燃料(1km 当たり 10 円、上限 10,000 円)※2 (上限 10,000 円)

※1 対象となる研修会は、目的を達成するための研修会とし、参加後は、別紙ボランティア研修会参加報告書にて報告。

※2 別紙、自家用車によるボランティア活動報告にて報告。

2. 助成対象とならない経費

詳細
各種保険代、会員の飲食代、会員への講師謝礼、自動車整備代、会費、協力金、雑費、備品(パソコン、ソフトウェア、デジカメ、プリンター、CDラジカセ等)、商品券